

第 1 回政策評価委員会における主な意見と対応及び
令和 2 年度施策に関する事後評価書（案）
（修正箇所）

令和3年度第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表(通常評価)

部局	目標		発言委員	委員の発言	各部局の対応
全般			中室	測定指標の目標が達成されているかどうか、この政策の効果なのか、あるいはその他の要因なのかについて何らかの形で評価のところに記載、あるいは把握しておいていただくことが重要。	御指摘を踏まえ、目標3-1、3-3、3-4、3-5、8-2、8-4及び9-4の評価結果の記載をそれぞれ修正しました。
地球	1	2	山岸	JCM について、事業規模が目標値として設定されているが、事業規模だけを追い求めると効率の悪いプロジェクトになる可能性もあり、削減量とか技術の普及が目的なのではないか。	御指摘を踏まえ、JCM の指標について、「JCM を通じた令和 12(2030)年度までの温室効果ガス累積削減量(単位:万 t-CO2)」に修正しました。

水・大気	3	2	亀山	熱中症の原因としてヒートアイランド、地球温暖化があり得るが、この点に関する国民の認識を把握するため、都市部と地方部で分けて閲覧数の推移を分析すべきではないか。	現状では、閲覧者の位置情報を把握していないため、都市部と地方部で分けて閲覧数の推移を分析することは困難です。御指摘のとおり、熱中症の要因として、地球温暖化に加えてヒートアイランドの要因も考えられるところであることから、今後も引き続きヒートアイランド対策の指標として当サイトの閲覧数を用いていきたいと考えています。
水・大気	3	3	百瀬	地下水汚染の主な原因となっているのは、農薬等の農業系の物質なのか、あるいは工業系なのか。	地下水の環境基準の超過率が最も高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、生活排水の地下浸透、農地への過剰な施肥及び家畜排せつ物の不適正処理が主な原因となっています。また、多くの事例において、これらのうち複数の原因によって汚染が生じていることが確認されています。御指摘を踏まえて、施策の分析欄の記載を追記しました。
水・大気	3	3	酒井	海ごみの発生量について、定量的なデータは存在するののか。	海外の研究者による海洋プラスチックごみ発生量に関する概算のデータ(推計値)は存在するものの、我が国の実態に即した海洋プラスチックごみを含む海洋ごみに関するデータはまだありません。海洋ごみの発生量については、発生源・流出経路・流出量など不明な点が多いため、日本におけるプラスチックごみ等の海洋への流出実態把握等を進めている段階です。

水・大気	3	3	山岸	<p>海洋プラスチックごみの削減に向けた取組が重要。</p>	<p>御指摘のとおり、海洋プラスチックごみの実態把握に加えて、その流出量の削減は重要と考えています。</p> <p>流出量の削減に向けては、先般成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」においても、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、プラスチックに係る資源循環の促進等を図り、海洋プラスチックごみ問題に対応していくこととしています。</p> <p>今後も実態把握と並行して、流出量の削減のために関係者の連携のもと、実効的な対策に取り組んでまいります。</p>
自然	5	5 ・ 7	深町	<p>国立公園・エコツーリズムについて、人数が主な指標となっているが、コロナ禍によって、社会状況の変化等を踏まえて、指標のあり方も見直すべきではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、ワーケーションや二地域居住など、国立公園が、単なる観光の対象ではなく、新たなライフスタイルの舞台になっているものと認識しています。来年度に向けて、ワーケーション利用状況や観光レクリエーションの動向等新たな指標を検討します。</p>

<p>総政 G</p>	<p>8</p>	<p>1</p>	<p>酒井 経済のグリーン化とか、地域づくり、パートナーシップ、いずれとも関連していると思うが、いわゆる消費者行動に関連するところのモニタリングをパートナーシップ等の環境教育でという観点は結構だと思う。ただ、一般のマジョリティーとしての消費者の行動をどう見ていくか、そういう観点が必要ではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえて、今後、適切な指標について検討を行います。</p>
<p>総政 G</p>	<p>8</p>	<p>1</p>	<p>細田 環境金融に関する指標について、金融行動原則署名金融機関数だけでは心許ないので、例えばグリーンボンドなど、環境金融を何ではかるかは難しいことは理解しているが何か工夫をした方がいいのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえて、今後、適切な指標について検討を行います。</p>

総政 G	8	1	百瀬	<p>グリーン購入について、地方公共団体の実施率が60.8%と低いですが、購入する物品にグリーン購入の指定されている商品が十分にそろっているかどうかというのは、ちょっと分からないと思う。グリーン購入法に該当する商品が市場に十分に出回っているのかを調べた方が良い。</p>	<p>グリーン購入法における特定調達品目の判断の基準は、業界団体等からヒアリングを行い、一定の市場供給量があることを確認した上で策定しています。また、この基準は品目ごとに5年に1度定期見直しを行うこととしており、その際にも業界団体ヒアリングを実施しています。引き続き地方公共団体の実施率の向上に向けた取組を進めてまいります。</p>
総政 G	8	1	百瀬	<p>エコアクションの減少について、大企業は ESG 投資も絡んで関心が高いが、中小企業はそういうところが弱いので何か支援策を考えてはどうか。</p>	<p>自治体やサプライチェーンの上流企業が主体となり、中小事業者のエコアクション21認証・取得に向けた勉強会を開くなど、事業者数の増加に向けた取組を引き続き進めてまいります。</p>
総政 G	8	1	山岸	<p>環境産業に関する測定指標について、何か物として大き過ぎるので、環境省の施策で何がうまくできて何ができなかったのかわかるようなものがあるといいのではないかと何か指標としてでか過ぎて、環境省のおかげなのかがよく分からないというのが正直なところ。</p>	<p>環境産業の市場規模と雇用規模については、環境省が目指す経済のグリーン化の進展を測定する指標として設定しているものです。また、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策など個別分野における経済のグリーン化の進展については、個別施策の評価シートにおいてそれぞれ関連する指標を設定しています。これら全体の指標により、経済のグリーン化の推進に係る環境省の施策の効果を把握してまいります。</p>

総政 G	8	1	亀山	<p>(国等における環境配慮契約実績の契約割合(%))について、)こういう目標を設定した後で、菅総理のカーボンニュートラルの話や、2030年の削減目標が大幅に変更されたりすると、今後の目標値というのは、恐らく数年前、考えられていたよりも大幅に100%を目指す時期を早めていく必要があると思っており、目標値の設定の仕方、あるいは指標の選び方を今後どのように考えるのかについて、検討する必要があるのではないか。</p>	<p>目標時期については、地球温暖化対策計画や政府実行計画等との整合を図ったものですが、御指摘のとおり、契約割合100%の達成は、できるだけ早期に実現すべきものと認識しており、取組を進めているところです。目標時期、目標値の設定等の考え方については、新たな削減目標が設定されたことも踏まえ、より効果的で適切な目標となるよう、検討を行います。</p>
総政 G	8	3	深町	<p>環境パートナーシップの形成のところの地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数が、実際に地域循環共生圏の形成にどのように結びついていくのか、政策としてのつながりの部分を教えてほしい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、政策評価書に以下の内容を追記しました。 「地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会については、当初地域経済とのパートナーシップを構築し、地域循環共生圏の構築に資する地域の社会・経済的課題の同時解決に資する事業創出の場として少人数による実務的な議論の場を想定していた。しかし、令和2年度は事業初年度であったこと、多くがオンラインでの開催になったことから、具体的な事業の議論の場というよりは、地域と経済の相互理解の場として大規模型セミナーの開催となった事例もあり、参加者が目標値を大幅に超過した成果となった。今後は、地域における事業化の熟度に応じ、情報交換会の規模や開催方法を適切選択し、より事業創出につながる形に改善することが必要である。」</p>

総政 G	8	3	亀山	<p>普及啓発のような事業については、コロナの情勢が改善した後でもオンラインの方が効果的かもしれず、どういう手段を使うのかを考えた上で目標設定することが望ましい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、政策評価書に以下の内容を追記しました。 「普及啓発においては、ポストコロナ社会を見据えた場合、オンライン化の導入は必要不可欠である。一方で、限られたステークホルダー間での議論においては、お互いの熱意が伝わる対面実施が効果的な場合もあるため、オンライン・対面・オンラインと対面の組み合わせなど、オンラインと対面のメリットを最大限活かした手段を用い、適切な指標を検討しながら実施してまいりたい。」</p>
総政 G	8	4	百瀬	<p>学生はESDに関して学ぶ・触れるチャンスがあるが、一般市民に対する啓発活動はあまり見受けられない。若者世代だけではなく大人世代に対して、環境学習をどう進めていくのか。</p>	<p>環境省及び文部科学省では、全国及び各地方ブロック(8箇所)の「ESD 活動支援センター」をハブとする全国的なESD 推進ネットワークを整備し、地域ESD 活動推進拠点(令和3年6月現在 145 拠点)を中心に、学生だけでなくあらゆる世代を対象としたESD 活動を支援・促進しています。今後は、脱炭素に向け、大人世代も含めた国民の行動変容を促すため、ネットワークにおける取組の重点化を進めていきます。また、環境教育等促進法では、学校だけでなく、職場や地域での環境教育・学習も重視しており、例えば企業が独自に行っている自社社員への環境教育や人材育成の優れた取組の表彰、うちエコ診断士や森林インストラクターなど広く一般市民への教育・啓発活動を行う人材を認定する制度の登録、自然体験など体験活動により環境理解を深める「体験の機会の場」の認定などを行っています。引き続き、大人世代も含めESD の機会を増やす取組を進めていきます。</p>

総政 G	8	4	亀山	<p>学校の先生から教材が欲しいという意見を受けることが多い(SDGs や気候変動の流れに先生は追いつけておらず、教え方に悩んでいる)。そのため、ホームページの更新頻度を上げ、アクセス数を増やしていただきたい。</p>	<p>令和2年度はサーバー移行作業により、アクセス数のカウント漏れやアクセス切れが生じたこと、また、HP 内のコンテンツ整理作業を行い更新頻度が低下したこと等からアクセス数が低調でしたが、今年度以降は更新頻度を上げ、発信情報の充実や周知等を行い、アクセス数の向上を図っていきます。</p> <p>現在、新学習指導要領に沿った、オンラインで活用できる環境教育教材の作成を検討しています。既存の映像教材等も含め、ホームページ上に先生方が活用できる教材資料集を掲載してまいります。</p> <p>また、先生方向けにカリキュラムの作成や体験学習の実践力の向上を目的とした「環境教育・学習推進リーダー研修」を毎年度開催しているところであり引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>なお、本年6月、環境省と文部科学省の連名で、全国の教育委員会等に対し、地球環境問題に関する教育の充実について通知を発出しました。この通知は、学校教育等の現場で充実した環境教育が行われるよう、具体的な留意点等をまとめたものとなっています。</p>
---------	---	---	----	---	--

令和3年度第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表(モニタリング評価)

部局	目標		発言委員	委員の発言	各部局の対応
再循	4	2	百瀬	食り法と食品ロス、排出抑制法の関係も指標に加えてほしい。また、これらの施策は今後どうなるのか。	食品ロス削減のための取組の一つとして、飲食店等における食べ残しの削減には、まずは食べきりが重要ですが、食べきれなかった場合には、消費者の自己責任の範囲で持ち帰ることができることが重要です。環境省では、ドギーバッグによる持ち帰りに替わる新しい名称を広く国民から募集し、「mottECO」という名称を大賞として選定し、普及啓発資材の作成等により、「mottECO」の普及に取り組んでいます。「mottECO」を含む食品ロス削減の取組や食品リサイクルの取組のモデル事業や実証を実施し、優良な取組事例を横展開するなどにより、食品リサイクルと食品ロス削減を推進していく考えです。
再循	4	8	酒井	水害に伴う災害廃棄物処理の進捗をどう評価していくのかの検討が必要なのではないか。	御指摘を踏まえ、近年の水害で発生した災害廃棄物の処理進捗率を評価する指標として令和元年台風15号及び19号、及び令和2年7月豪雨の災害廃棄物処理進捗率を評価書に記載しました。

再 循	4	8	酒 井	大災害への対応準備状況を評価の中に含めることを検討してもいいのではないか。	東日本大震災を超えるような大災害を想定した対応については、災害廃棄物処理計画の策定推進や、推進検討会等での検討を進めています。これらの施策の進捗について定量的な指標化は難しいと考えられることから、通常評価の年に施策の分析等に含めることにより評価を行うこととします。
再 循	4	8	大 塚	東京で大災害が起こったときの対応について BCP を踏まえて検討いただきたい。	御指摘を踏まえ、環境本省の司令塔機能が失われた場合の災害廃棄物処理を推進する方策について、今後の検討課題とさせていただきます。
総 政 G	9	2	亀 山	最近、特に再生可能エネルギー、特にメガソーラーの設置と環境保全との関係が重要になってきており、アセス法に基づく手続の指標について、これが単純に増えていけばいいのか、それほど増えなくてもきちんと再エネの普及と景観や環境の保全が、きちんとできるような状態が何らかの形で整備されていることがいいのか、 どういう数値・状況 であることが望ましいと考えているのか	○御指摘のとおり、再生可能エネルギー発電事業に係る適正な環境配慮の確保の観点において、アセス法に基づく環境影響評価手続の件数は、一定規模以上の事業についての状況の把握であることは事実であり、引き続き、適切な指標のあり方や関係する情報の収集・公表のあり方について検討してまいります。 ○なお、再生可能エネルギーの地域における受容性を高め、最大限の導入を円滑に進めていく上で、環境への適正な配慮と地域の対話

				<p>プロセスは不可欠であり、環境影響評価制度の果たす役割は重要です。</p> <p>○我が国においては、アセス法の対象は「規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」事業であり、法の対象とならない規模の事業については地域の実情に応じて、条例により適切に手当がなされ、法と条例が一体となって環境影響評価制度が形成・運用されてきました。</p> <p>○また、法や条例の対象ともならない規模の事業についても、自主的な環境配慮と地域とのコミュニケーションを図った上で、地域に受け入れられる再生可能エネルギーの導入を促進することが重要です。（例えば、太陽光については、環境配慮ガイドラインを公表し、規模に関わらず、自主的な環境配慮と地域とのコミュニケーションを促進しています。）</p>
--	--	--	--	--

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-2)

施策名	目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献					
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、2°C目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への脱炭素技術の普及を推進する。					
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15,010	16,744	16,447	18,171
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	1,198	887	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	16,208	17,631	(※記入は任意)	
執行額(百万円)		13,549	10,399	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定) ・地球温暖化対策計画(平成28年6月13日閣議決定) ・宇宙基本計画(平成2年6月30日閣議決定) ・宇宙基本計画工程表(令和2年6月29日宇宙開発戦略本部決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定) ・攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月15日 外務省、経済産業省、環境省 温対本部報告) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和元年6月11日閣議決定、同月26日に国連提出) ・日本の国が決定する貢献(NDC)(令和2年3月30日地球温暖化対策推進本部決定、翌日に国連提出) ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日決定、令和3年6月改訂) ・脱炭素インフライニシアティブ(令和3年6月策定) 					

測定指標	パリ協定の実施に向けた貢献		施策の進捗状況(実績)				目標	達成
			交渉への貢献として、日本から正式な文書意見(サブミッション)を5件行った。また、途上国における測定、報告、検証の実施について、41か国への支援を行った。				-	-
	JCMを通じた令和12(2030)年度までの温室効果ガス累積削減量(単位:万t-CO2)	基準値	実績値				目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度
			-	493	768	979	1,223	1,756
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-
	IPCCへの貢献		施策の進捗状況(実績)				目標	達成
			IPCC各種報告書の執筆者会合等に述べ17件の専門家派遣を実施した。日本からは、第6次評価報告書(令和3~4年公表予定)の執筆者として計35名が選ばれ、うち環境省から12名を支援した。				-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた温室効果ガス累積削減量】 ○目標年度までに目標値を達成できるよう、官民連携を強化・拡充し、引き続きJCMの拡大を図る。 【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○COP26に向けた気候変動交渉を通じて、令和2年度は日本から計5件の正式なサブミッションを提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○IPCC第6次評価報告書、各種特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。また、IPCCの活動を拠出金により支援した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による12年にわたる継続観測によって得られた観測データは、IPCC第6次評価報告書等の各種報告書の作成に用いられる論文に活用されることが期待される。 ○平成30年10月には観測精度を向上させた「いぶき2号」(GOSAT-2)を打上げ、平成31年2月より定常運用を開始した。 ○IPCC第6次評価報告書等の作成に用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、初版を公表した。
	施策の分析	○令和3年3月末時点で176件のJCM資金支援事業を実施しており、うち57件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○令和3年3月末時点で、環境省施策分で84件のMRV方法論が承認された。また、9か国33件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。 引き続き、COP26での対処方針の策定に向けて取り組むとともに、6条交渉においては、COP26での合意に向け、これまでのJCMの経験を生かして日本として議論をリードしていく。 【測定指標】 変更の必要なし。

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会地球環境部会(第146回)において、JCMの進捗状況についての議論を行った。 ○専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム会合での議論をGOSAT-2データの校正検証に反映させている。 ○有識者によるGOSAT-GW温室効果ガス観測ミッション有識者会議での議論をGOSAT-GWの開発に反映させている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	海外展開戦略(環境)・地球温暖化対策計画・約束草案
---------------------------	---------------------------

担当部局名	地球環境局国際地球温暖化対策担当参事官室 市場メカニズム室 脱炭素化イノベーション研究調査室	作成責任者名	辻原浩(国際地球温暖化対策担当参事官) 井上和也(市場メカニズム室長) 辻原浩(脱炭素化イノベーション研究調査室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--	--------	--	----------	--------

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○全国の大气環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いが、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率は近年改善傾向がみられる。その他の大气汚染物質については、概ね高い達成率で横ばいになっている。 ○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の令和元年度の環境基準達成率は、一般局、自排局ともに100%(平成30年度達成率:一般局100%、自排局:99.5%)であり、近年達成又はほぼ達成となっている。また、浮遊粒子状物質の令和元年度の環境基準達成率は、一般局、自排局ともに100%であり、近年達成又はほぼ達成となっている。 ○我が国の降水のpHは依然4.8前後で推移しており、引き続き酸性化した状態にある。 ○建築物解体現場等45地点において石綿による大气汚染の状況を調査したが、石綿濃度が10本/Lを超えた地点はなかった。 ○全国の継続測定200地点において水銀の指針値を超過する地点はなかった。
	施策の分析	○令和元年度における光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局0.2%、自排局0%であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっている。一方、VOC対策等原因物質の削減に取り組んでおり、その成果もあって光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度域の光化学オキシダントは改善又は横ばいとなっている。 ○令和元年度におけるPM2.5の環境基準達成率は、一般局で98.7%、自排局で98.3%(平成30年度一般局:93.5%、自排局:93.1%)であり、一般局、自排局ともに改善している。また、全測定局の年平均値は、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。 ○降水のpHの平均値は依然目標値に届かないため、継続的に生態系への影響も含めモニタリングを実施していく。 ○アスベスト大气濃度調査については、いずれの地点でも石綿濃度が目標値の10本/L未満であった。今後も引き続き排出源である解体等工事での飛散防止に努めるとともに、モニタリングを継続する。
	次期目標等への反映の方向性	○PM2.5については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会の中間取りまとめ(平成27年3月)を踏まえ、PM2.5の原因物質である各種の大气汚染物質について、排出抑制対策の強化を検討・実施するとともに、総合的な対策に取り組む上で基礎となる現象解明、情報整備等に引き続き取り組む。また、共通する課題が多い光化学オキシダントとあわせて、双方への対策効果を総合的に検討する。 ○光化学オキシダント及びPM2.5以外の大气汚染物質については、引き続き測定を継続するとともに、大气汚染防止法等に基づく大气汚染物質の排出抑制により、高い達成率を維持していく。 ○酸性雨については、酸性雨の状況及びその影響を把握し、悪影響の未然防止に努める。 ○アスベストについては、引き続き排出源である解体等工事での飛散防止に努めるとともに、モニタリングを継続する。

学識経験を有する者の知見の活用	○国内の光化学オキシダント対策については、令和元年9月の中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、2018年から2020年の3年間における光化学オキシダント対策に係る検討スケジュールが作成された。 ○国内のPM2.5対策については、平成27年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において中間取りまとめが行われた。また、平成31年3月の同専門委員会において、2018年から2020年の3年間におけるPM2.5対策に係る検討・実施スケジュールが作成された。 ○平成29年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会において、総量削減基本方針の中間目標の達成状況及び施策進捗状況の点検評価(中間レビュー)取りまとめが行われた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度 大气汚染状況報告書(環境省) ○越境大气汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・31年3月改訂)
---------------------------	---

担当部局名	水・大気環境局 総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名	飯田博文(総務課長・自動車環境対策課長) 長坂雄一(大気環境課長) 平澤崇裕(環境管理技術室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--	--------	--	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R2-9)

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。)					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。さらに、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,716	5,558	6,209	2,572
		補正予算(b)	3,099	0	3,525	-
		繰越し等(c)	▲ 362	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	5,453	5,558	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	5,242	4,576	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 水循環基本計画(令和2年6月16日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(平成27年2月27日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定)					

測定指標	1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	△
		-	99.2	99.2	99.1	99.2	-	100%	
	年度ごとの目標値	/						/	
	2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	×
		(河川)	95.2	94	94.6	94.1	-	100%	
		(湖沼)	56.7	53.2	54.3	50.0	-	100%	
		(海域)	79.8	78.6	79.2	80.5	-	100%	
	全体	90.3	89	89.6	89.2	-	100%		
	年度ごとの目標値	/						/	
	3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	△
		-	93.9	94.5	94.4	94	集計中	100%	
	年度ごとの目標値	/						/	
	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	×
		-	別紙のとおり					100%	
	年度ごとの目標値	/						/	
	5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	△
		-	93.1	100	77.4	93.5	集計中	100%	
	年度ごとの目標値	/						/	
	6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万吨)	基準値	実績値					目標	達成
年度		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○	
0		59	12	0	0	0	0		
年度ごとの目標	/						/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <hr/> <p>(判断根拠)</p> <p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(令和元年度)は99.2%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(令和元年度)は、河川94.1%、湖沼50.0%、海域80.5%、全体89.2%であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼は依然として達成率が低い状況にある。</p> <p>○地下水の環境基準達成率(令和元年度)は94%と概ね目標値に近い。</p> <p>○閉鎖性海域における窒素及びりん的环境基準達成率(令和元年度)は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。</p> <p>○赤潮は人為的な要因によらず発生することもあり、赤潮発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期と比較すれば減少している(例えば、瀬戸内海では昭和51年度に299件発生、令和元年度は58件発生)。</p> <p>○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進により、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成30年度以降はゼロを達成している。</p> <p>○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和元年度は93.5%であり、昨年と比較すると向上しているが、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。</p>
	施策の分析	<p>○水質汚濁に係る環境基準等の設定について、国際的な動向及び国内データの蓄積に努め、公共用水域及び地下水の環境基準項目の追加、要監視項目の環境基準健康項目への移行等の検討が必要である。</p> <p>○地下水における水質環境基準は、全国的にほぼ目標を達成している。環境基準の超過率が最も高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等については、引き続き目標達成に向けて生活排水の地下浸透、農地への過剰な施肥、家畜排せつ物の不適正処理などの取組が必要である。</p> <p>○閉鎖性海域における水質環境基準の達成率は、一部の地域で低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。</p> <p>○廃棄物の海洋投棄の規制等については、ロンドン条約、マルポール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処し、国際的な動向を把握しながら、海洋投入処分の許可制度の適正な施行を行っている。今後も引き続き海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。</p> <p>○海洋ごみ対策については、海岸漂着物処理推進法に基づき関係部局とも連携しつつ、自治体に対する財政支援等による回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋中におけるマイクロプラスチックに係る日本周辺海域等の分布状況や実態把握のための調査・研究を進めた。今後も引き続き取組を進めて行く必要がある。</p> <p>○地盤沈下については、ほぼ目標を達成しているが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>○測定指標1. 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準健康項目は国民の健康を保護を目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準健康項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・達成率も参考に、引き続き適切な水質環境基準健康項目の見直しを行う。 <p>○測定指標2. 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・達成率も参考に、引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行う。 <p>○測定指標3. 地下水における水質環境基準の達成率(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準は適切な地下水管理を目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・達成率も参考に、引き続き適切な水質環境基準の見直しを行う。 ・特に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン等を用いて、地域における総合的な対策を推進支援等の取組を実施する。 <p>○測定指標4. 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。赤潮の発生件数は、これまでと同様、具体的な数値目標は設定しないものとする。 ・閉鎖性海域における水質環境基準生活環境項目の達成率や赤潮の発生件数を踏まえ、引き続き目標達成に向けた取組を進めて行く。 <p>○測定指標5. 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下量の目標は、地盤沈下による構造物の損壊や洪水時の浸水増大等の被害の防止を図るものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・上記の妥当性から、これまでと同様の目標を設定する。 ・全国の地盤沈下状況については、引き続き、全国の自治体から報告を受け、取りまとめ結果を自治体等へ発信することで、地盤沈下防止に係る積極的な働きかけを図る。 <p>○測定指標6. 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の目標については、海洋環境の保全に向けて、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図ることを目的としたものであり、引き続き陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量ゼロの達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)については、平成30年度以降はゼロを達成し続けているが、引き続き陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量が発生しないよう必要な処置を講じる必要があり、これまでと同様の目標を設定する。
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」審議され、令和2年3月に答申がなされた。</p> <p>○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○公共用水域水質測定結果(環境省)</p> <p>○地下水質測定結果(環境省)</p> <p>○全国の地盤沈下地域の概況(環境省)</p>
---------------------------	--

担当部局名	水・大気環境局 水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室	作成責任者名	筒井誠二(水環境課長) 行木美弥(閉鎖性海域対策室長) 山下信(海洋環境室長) 筒井誠二(地下水・地盤環境室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-10)

施策名	目標3-4 土壤環境の保全					
施策の概要	<p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壤汚染対策法の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討する。</p>					
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	314	315	298	304
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	314	315	298	
執行額(百万円)	286	283	283			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	×
		-	89.3	86.1	85.6	83	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
-		100	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠) ○施行状況調査の結果、土壤汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は83%(令和元年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。</p> <p>なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下「ダイオキシン類対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。</p>
	施策の分析	<p>○市街地土壤汚染対策については、土壤汚染対策法が適切に運用され、土壤汚染が把握されるとともに、措置が行われていることから、引き続き土壤汚染対策を確実に実施していくことが重要である。なお、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日に施行された。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策については、国民の健康保護のため、都道府県が指定するダイオキシン類対策地域での対策が確実に進められるよう、引き続き支援が必要である。</p> <p>○生活環境等の保全に係るリスク管理については、土壤汚染対策での生活環境、生態系への影響を把握し、必要な対応を講ずる必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>○市街地土壤汚染対策については、土壤汚染対策法に基づき、引き続き環境リスクの適切な管理を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策については、引き続き都道府県が指定するダイオキシン類対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○生活環境等の保全に係るリスク管理については、引き続き土壤汚染対策法の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討を進める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会土壤農薬部会において、土壤環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の基準の見直し等に関する事項を中心に議論がなされ、令和2年1月27日に中央環境審議会より「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第4次答申)」が答申された。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壤汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	水・大気環境局 土壤環境課	作成責任者名	筒井誠二(土壤環境課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------	--------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-11)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、令和2年度までに全ての基準を設定する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	147	162	145	166
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	147	162	145	
執行額(百万円)	148	150	105			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	○
		—	112	104	115	101	—	—	
	年度ごとの目標値	—	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下	
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	— 年度	△
		大気	100	100	100	100	—	100	
		公共用水域(水質)	98.6	98.5	98.8	98.7	—	100	
		公共用水域(底質)	99.6	99.7	99.7	99.6	—	100	
		地下水質	99.6	100	100	100	—	100	
	土壌	100	100	100	100	—	100		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
	3 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	△
		—	477	509	539	573	586	594	
年度ごとの目標値	—	466	507	539	569	594			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり			
	施策の分析	<p>(判断根拠)</p> <p>○令和元年度のダイオキシン類排出総量は、ダイオキシン類を排出する事業者における、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されるとともに、減少の一途を辿っている。また、令和元年度の全国の環境調査結果では、大気・土壌・地下水質は100%、その他も概ね環境基準を達成している。</p> <p>○水産基準については、目標数にわずかに至らなかったものの、おおむね達成している。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限りダイオキシン類の排出量を削減する努力を継続する。</p> <p>○農薬の使用に伴う生態系へのリスク低減に資するため、引き続き、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を、迅速かつ的確に行っていく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>○我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画で定められた目標量により、引き続き評価を行う。</p> <p>○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定が迅速かつ的確に進捗しているか把握可能な指標として、引き続き「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)」を指標として評価を行う。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験者を委員とする水域の生活環境動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った(令和2年度)。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) 各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果				
担当部局名	水・大気環境局 総務課 農業環境管理室	作成責任者名	飯田博文(総務課長) 伊澤航(農業環境管理室長)	政策評価実施時期	令和3年8月

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 目標であった国立公園訪日外国人利用者数について、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により外国人観光客の入国制限がなされたため、目標値を設定不能としており、評価を行うことができなくなった。 一方で、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化、一般公開に向けた改善に取り組んだ野生生物保護センター数、国立公園におけるグランピング等推進事業にて開発したグランピング件数について、令和2年度実績値は、目標値を超えるペースで増加しており、受入環境整備が進展している。その他の取組についても目標値達成まで到達していないが、着実に実績が出ており、受入環境整備に貢献している。
	施策の分析	目標であった国立公園訪日外国人利用者数について、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により外国人観光客の入国制限が強化され、日本全体で対2019年度比99%減少するなど想定できない事態が生じた。同様に、海外からの誘客が困難な状況となったため、国立公園一括情報サイトへの積極的なプロモーションを中止(今年度繰越)したため、実績値が低くなった。 野生動物観光やグランピング等のコンテンツ造成、多言語化や利用拠点の上質化、ビジターセンターの機能強化などは、我が国ならではの特色を有する国立公園や野生動物の魅力を感じて質の高いツーリズムを提供するにあたって必要な受入環境を整備するものであり、「観光先進国」の実現に必要なものであることから、引き続き実施し、回復期に向けた取組を進めることが必要である。さらに、今後の回復に向けて、国立公園一括情報サイト等を通じた国立公園の魅力の情報発信により、状況を踏まえながら誘客を行っていくことが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 新型コロナウイルスの影響により、国内外の利用者数が大幅に減少し、観光事業者に大きな打撃が生じている。国立公園の関係事業者の事業継続と雇用維持を支援し、これまでインバウンド中心だった国立公園満喫プロジェクトについて、国内利用を重視した展開をはかる。なお、2021年以降の訪日外国人利用者数の目標設定については、2025年までに訪日外国人の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させることとし、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標と「観光先進国」の実現に貢献することとする。 <野生動物観光、グランピング、地場産品コンテンツ、ナイトタイムコンテンツ> これらのテーマを含む滞在型観光コンテンツの創出に向けて、地域一帯となった効果的なコンテンツ提供の検討や体制整備を進めるため、地域のストーリー等を踏まえた統一的なブランディングに係る計画策定や体験フィールドの環境整備、人材育成等の取組について、地方公共団体等への支援を含め、取組を推進する。 <滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化> これらの施設整備等には期間を要するものもあり、引き続き着実に取組を推進する。 <国立公園一括情報サイト> 外国人観光客の入国制限が緩和した際、日本の国立公園に来訪いただけるよう、これまでのデジタルマーケティングや新型コロナウイルスの状況等踏まえながら、国立公園情報一括サイトを中心とした戦略的なプロモーションを実施する。 【測定指標】 <国立公園訪日外国人利用者数> 今年度の外国人観光客の入国については現時点で見通せないが、状況が整い次第、段階的な回復を目指す。 <国立公園区域内日本人のべ宿泊者数> マイクロツーリズムや観光旅行以外の利用の展開を進め、国内利用者の滞在時間増加を目指す。 <滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数、利用施設の多言語化、ビジターセンター等機能強化、国立公園一括情報サイトの訪問回数等> R2年度までの取組状況を踏まえ、R3年度もR2までと同程度の目標を設定して取組を進める。 <グランピング、地場産品、ナイトタイムコンテンツ> R3年度から滞在型観光コンテンツ創出事業を実施するためR2年度で目標を廃止する。R3年度も引き続き観光コンテンツ創出の取組を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国立公園訪日外国人利用者数推計値
---------------------------	------------------

担当部局名	自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 自然環境整備課 野生生物課	作成責任者名	熊倉基之(国立公園課長) 岡野隆宏(国立公園利用推進室長) 佐藤邦雄(自然環境整備課長) 中尾文子(野生生物課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---	--------	--	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-38)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9,451	14,553	24,263	7,502
		補正予算(b)	21,000	-	8,000	-
		繰越し等(c)	1,464	18,051	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	31,915	32,604	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	9,439	16,770	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 第3章第1節2.『地方公共団体』の基本的役割 第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率的取組と国による促進」 第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	1. 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	○
		-	99.3	100	100	100	100	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	100	-	
	2. 平成28年に閣議決定された地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R12年度	×
		-	1.6	11.4	22.9	34.2	40.1	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	80	-	
	3. 地域循環共生圏に取り組む地方公共団体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	○
		-	-	-	-	87	106	153	
		年度ごとの目標値	-	-	-	20	40	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・区域施策編の策定義務を有する地方公共団体の策定率は100%となっているが、今後、改正温対法に基づき新たに策定される地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、その他の地方公共団体の策定率向上を図る。 ・事務事業編は令和2年度までに40.1%の地方公共団体が策定・改定を実施済みとしている。下記施行状況調査によると、事務事業編は70.6%の地方公共団体が同計画に即した策定・改定を実施済み又は行う予定であるとしており、施策のさらなる推進により、さらに30.5%の地方公共団体における策定が見込まれることから目標値の達成が可能と考えられる。 ・下記施行状況調査において、地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を実施していると回答した自治体数が目標値を達成しており、地域裨益型の脱炭素施策の概念として地域循環共生圏を講演等の様々な機会でも普及するとともに、「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を運営し、取り組み方法について情報提供等している効果が表れていると考えられる。いるが、取組自治体数においては増加する余地があると思われるため、様々な支援により取組自治体数の更なる向上を図る。
	施策の分析	事務事業編の策定率が想定より低位で推移している。これは小規模地方公共団体では、専門知識をもった職員がいないこと、そもそもの人員が不足しているなど体制が脆弱であることが、策定が進まない要因と考えられることから、今後、都道府県とも連携しつつ、小規模自治体向けの施策・対策を強化していく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 事務事業編の策定率向上には、小規模地方公共団体での策定に注力する必要があることから、簡易な策定方法の提供や周辺地域との共同策定を促進する必要があることから、支援策等の提供を進めるとともに、支援策が十分に活用されるための取組を行っていく。 【測定指標】 上記の施策を展開することで、全体の策定目標を達成する。

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(令和2年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名	松田尚之(環境計画課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------	--------	--------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-39)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	261	219	250	250
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	261	219	-	-
執行額(百万円)	272	233	(*記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第1章他」(平成30年4月17日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) 					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成	
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	
1. 協働取組のモデル事業数(累計)	年度	-	62	70	78	-	-	-	×
	年度ごとの目標値	/	67	75	83	-	-	/	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	2,542	2,183	2,715	
2. 環境問題の解決に向けた協働取組の推進(相談件数、対話の場作り)	年度	-	-	-	-	2,725	2,725	-	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	2,725	2,725	/	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	160	/	○
3. 地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数(参加企業・金融機関数)	年度	-	-	-	-	-	1,545	1,000	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	160	/	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	160	/	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・協働取組のモデル事業は目標達成に至らなかったが、取組の実施数は増加傾向であった。 ・環境問題の解決に向けた協働取組の推進(相談件数、対話の場作り)については目標未達であったが、これは新型コロナウイルス感染症感染防止に伴い、対面による相談・対話の場作りが減少したことが大きな要因であると考えられ、年度後半にはオンライン化も定着しつつあり、今後は「新しい生活様式」に則った相談・対話の場が見込まれる。 ・地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数は、目標を達成した。

評価結果	施策の分析	環境問題は社会、経済が抱える様々な課題と密接に関わっており、その解決に向けて様々なステークホルダーと対等な立場で協働して取り組んで行くことが必要不可欠である。令和2年度は新型コロナウイルスへの感染防止対策のため、対面による相談、対話の場作りの見直しを余儀なくされたが、オンライン化の導入も定着しつつあり、今後は「新しい生活様式」に則った相談・対話の場が見込まれる。地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会については、当初地域経済とのパートナーシップを構築し、地域循環共生圏の構築に資する地域の社会・経済的課題の同時解決に資する事業創出の場として少人数による実務的な議論の場を想定していた。しかし、令和2年度は事業初年度であったこと、多くがオンラインでの開催になったことから、具体的な事業の議論の場というよりは、地域と経済の相互理解の場として大規模型セミナーの開催となった事例もあり、参加者が目標値を大幅に超過した成果となった。今後は、地域における事業化の熟度に応じ、情報交換会の規模や開催方法を適切選択し、より事業創出につながる形に改善することが必要である。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>持続可能な開発目標（SDGs）のゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」にあるとおり、環境問題を始めとする様々な社会課題解決のため、各ステークホルダーとのパートナーシップの構築は世界的な潮流にもなっている。引き続き、様々なステークホルダーと対等なパートナーシップを構築し、環境問題解決にむけ、対話型の協働取組を推進していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>協働取組の実施状況を測るため、引き続き、環境省が設置する環境保全活動及び協働取組の拠点である「地球環境パートナーシッププラザ」及び「環境パートナーシップオフィス」における相談件数及び対話の場、並びに地域循環共生圏形成の創造に資する情報交換会への参加者数を指標とする。協働取組のモデル事業は平成30年度をもって終了したため、次期指標には採用しない。</p> <p>普及啓発においては、ポストコロナ社会を見据えた場合、オンライン化の導入は必要不可欠である。一方で、限られたステークホルダー間での議論においては、お互いの熱意が伝わる対面実施が効果的な場合もあるため、オンライン・対面・オンラインと対面の組み合わせなど、オンラインと対面のメリットを最大限活かした手段を用い、適切な指標を検討しながら実施してまいりたい。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標にはGEOC（地球環境パートナーシッププラザ）及び全EPO（環境パートナーシップオフィス）の年間の累計件数を使用。
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 総合政策課民間活動支援室	作成責任者名	杉井威夫（民間活動支援室長）	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------------------	--------	----------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2
(環境省R2-40)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、SDGs達成に貢献する人材を育成するESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	429	355	334	337
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	429	355	334	
	執行額(百万円)	406	331	(*記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画 					

測定指標	1. 教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○
		-	221	220	515	795	351	450	
		年度ごとの目標値	/	150	150	200	200	200	/
	2. 環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	○
		-	580	117	104	34	522	-	
		年度ごとの目標値	/	500	200	150	150	200	/
	3. 環境教育推進室HPアクセス数	基準値	実績値					目標値	達成
		H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		276,471	348,718	208,239	206,801	245,921	111,467	250,000	
		年度ごとの目標値	/	400,000	400,000	250,000	250,000	250,000	/
	4. ESD関連フォーラム参加人数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○
		-	425	1,003	1,804	2,591	2,180	2,000	
		年度ごとの目標値	/	500	750	2,000	2,000	2,000	/
	5. RCE認定拠点数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		-	154	164	168	175	179	185	
		年度ごとの目標値	/	156	166	174	178	185	/

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・教職員・環境活動リーダー養成研修、企業関係者向けセミナー及びESD関連フォーラムにおける参加者数は、オンラインの活用等により目標数を達成。 ・環境教育推進室HPへのアクセス数については、サーバー移行作業によりアクセス数のカウント漏れやアクセス切れが生じたこと、また、HP内のコンテンツ整理作業を行い更新頻度が低下したこと等から、目標を達成しなかった。 ・RCE認定拠点数は、ポテンシャルのある地域が新型コロナウイルス感染症の影響により活動が停滞したことで、申請数が減り目標を達成しなかった。
	施策の分析	SDGs達成に貢献する人材を育成するためには、国内外問わず、学校、企業、地域等においてSDGsの推進役となるリーダーの育成が不可欠であり、このための施策をより一層推進していくことが重要。新型コロナウイルス感染症により研修等の開催回数は減少したものの、各参加者数は目標を上回る結果となった事から、オンラインの活用等が有効であったと考えられる。今後も、オンライン等を積極的に活用しながら、より多くの関係者の育成につながる取組を進めていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 持続可能な社会の創り手を育成するESDの視点を取り入れた環境教育は、SDGsの17のゴールの達成基盤作りにおいて重要な役割を担っており、令和3年5月に策定した「我が国における『持続可能な開発のための教育(ESD)』に関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)」においても、ESDがSDGs達成への貢献に資することを明確化させたところである。SDGs達成、特に2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、あらゆる主体の参画を牽引するリーダーを育成するため、引き続き、様々な主体に対して環境教育・環境学習の機会を提供していく必要がある。 【測定指標】 ○教職員・環境活動リーダー養成研修の参加者数については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度の参加者数及び一部オンライン化による増加も見込んだ目標値を設定した。 ○環境教育推進室HPアクセス数については、令和2年度はサーバー移転や再構築作業等の影響が要因となり前年度から大きく減少したものの、今後は発信情報の充実や周知等に努め、例年の目標を上回るアクセス数を目指す。 ○ESD関連フォーラムの参加者数については、すでにフォーラム開催に当たってオンラインの活用は行っているものの、令和3年度より、各地方ESD活動支援センターにおいて、各地域内外のESD関係者に交流と学び合いの機会を提供することを目的として、環境省・文部科学省及びESD活動支援センターが共催するESD全国フォーラムの分科会活動を実施する事としており、現時点では当該活動への参加者数の見込みが立っていない事から、目標値は令和2年度と同水準に設定した。 ○RCE認定拠点数については、平成24年に国連へ提出した「環境省イニシアティブ」により、国連大学が実施するESDプログラムへ資金を拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)のネットワーク化を推進するとしており、同イニシアティブにおける「令和3年度末までに国連加盟の各国・各地域に1箇所以上認定する」という目標を踏まえたものであることから、現時点では妥当な目標設定であるが、令和4年度以降の新たな目標については、実績や得られた成果を踏まえ検討していく必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	持続可能な開発のための教育(ESD)円卓会議(令和2年12月、令和3年2月)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房 総合政策課環境教育推進室、民間活動支援室	作成責任者名	杉井威夫(環境教育推進室長、民間活動支援室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------------------	--------	-------------------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-44)

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実					
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。					
達成すべき目標	環境情報の体系的な整備、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,058	2,170	2,322	918
		補正予算(b)	-	-	500	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	2,058	2,170	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	1,879	2,070	(※記入は任意)	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 環境省ホームページへのアクセス数	基準値	実績値				目標値	達成	
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R4年度	○
		-	-	-	138,902,982	214,319,082	453,665,461	175,787,779	
	年度ごとの目標値	-	-	169,091,101	170,765,271	172,439,440	-	-	
	2 研修実施回数	基準値	実績値				目標値	達成	
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
-		52	54	55	54	0	未定		
年度ごとの目標値	-	50	54	54	53	51	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・環境省ホームページへのアクセス数は目標値を大幅に達成した。 ・R2、3年度については、新型コロナウイルス感染予防・拡大防止の観点から、当面の集合研修を中止しているため、 目標値の達成を図ることができない状態である 。一方、再開時の感染防止対策を検討・検証しつつ、遠隔参加型分析実習やwebを活用した研修を代替措置として実施した。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房環境計画課 大臣官房総務課 環境情報室 大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室 大臣官房総務課広報室	作成責任者名	松田尚之(環境計画課長) 明石健吾(環境情報室長) 岡崎雄太(企画評価・政策プロモーション室長) 沼田正樹(広報室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---	--------	--	----------	--------

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R3-19)

別紙1

施策名	目標4-7 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策				担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	名倉良雄(災害廃棄物対策室長)				
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。				政策体系上の位置付け	4.廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	廃棄物処理法、廃棄物処理基本方針、廃棄物処理施設整備計画、国土強靱化基本計画等	政策評価実施予定時期	令和4年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度			
1 市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率(%)	8	H25年度	60	R7年度	25 39	30 51	35 64	- -	- -	- -	- -	第四次循環型社会形成推進基本計画
2 ごみ焼却施設における老朽化対策率(%)	77	H25年度	85	R7年度	85 86	85 86	- -	- -	- -	- -	- -	廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画
3 熊本地震において発生した災害廃棄物処理進捗率(%)	50	H28年度	100	H30年度	100 100	- -	- -	- -	- -	- -	- -	熊本県災害廃棄物処理実行計画
4 令和元年台風15号および19号において発生した災害廃棄物処理進捗率(%)	20	R元年度	100	R3年度	- -	20 20	80 89	100 -	- -	- -	- -	各地方自治体の災害廃棄物処理実行計画
5 令和2年7月豪雨において発生した災害廃棄物処理進捗率(%)	32	R2年度	100	R3年度	- -	- -	30 32	100 -	- -	- -	- -	各地方自治体の災害廃棄物処理実行計画
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号	
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度								
(1) 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業 (平成26年度)	4,773 (4,118)	2,975 (2,792)	2,724 (2,679)	1,396	1.2	<達成手段の概要> ・災害廃棄物対策指針の改定。 ・地方自治体における災害廃棄物対策の支援(モデル事業の実施とフォローアップ)。 ・平成30年7月豪雨等における災害廃棄物処理に関する検証・ノウハウの蓄積と情報発信。 ・市町村等が地域の廃棄物処理システムを強靱化する観点から行う廃棄物処理施設整備事業に対し交付金を交付する。 <達成手段の目標> 災害発生時においても、適正かつ円滑・迅速な廃棄物の処理が実施可能となるよう、施設整備も含めた強靱な廃棄物処理システムの構築を目指す。 関連団体との連携強化や災害時の専門家の派遣体制の整備を進めるとともに、地方環境事務所と連携して、地域ブロック単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議会等を設置して災害廃棄物対策の具体化を進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理、国土強靱化					171	
(2) 災害等廃棄物処理事業費補助金 (昭和49年度)	26,123 (16,370)	32,262 (28,596)	50,439 (30,129)	200	3	<達成手段の概要> 市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進					167	
施策の予算額・執行額	30,896 (20,488)	35,237 (31,388)	53,163 (32,808)	1,596	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画					